[足場の組立て等作業主任者能力向上教育]

<対象者>

「足場の組立て等作業主任者技能講習」の修了者が5年に一度受講要。

注)但し、平成21年6月1日改正労働安全衛生規則施行前の修了者は、速やかに 全員受講要。

<根拠法令>

『足場の組立て等作業主任者技能講習』を修了後、

労働安全衛生法第19条の2第2項の規定に基き、定期的(5年毎)に再教育を行う等レベルアップをはかり、能力向上を充実することの義務づけ。

(平成3年1月21日付基発第39号)

<カリキュラム>

講習内容	1. 最近の足場・ 部材等及びそれらの管理・手すり先行工法ガイ ドライン	1.	0時間
	2. 足場の組 立て等の安全施 工と保守管理	4.	0時間
	3. 災害事例 及び関係法令	2.	0時間
	合計	7.	0時間